

会計年度任用職員募集要項

1 募集内容

- (1) 職 種 消費生活相談員
- (2) 職務内容 (任用直後)
消費生活に関する相談・苦情処理のあつせん、消費生活に関する情報の収集・提供、なるほど行政講座の講師など
(変更の範囲)
なし
- (3) 応募資格 次のいずれかの有資格者であり、パソコンの基本的操作ができる者
①『消費生活相談員』(国家資格)
※改正消費者安全法に基づく「みなし合格者」を含む
②『消費生活専門相談員』(国民生活センター認定資格)
③『消費生活アドバイザー』(日本産業協会認定資格)
④『消費生活コンサルタント』(日本消費者協会認定資格)
- (4) 採用予定人数 若干名
- (5) 募集受付期間 令和8年3月18日(水曜日)から令和8年4月17日(金曜日)まで

2 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
人事評価の結果が良好であり、かつ次年度以降も同じ業務がある場合は、4回(通算5年度)を限度として再度の任用をすることがあります(自動的に更新されるわけではありませんのでご注意ください)。地方公務員は労働契約法の適用除外ですので、無期労働契約への転換はありません。
- (2) 勤務日 週1日または2日(原則 月曜日から金曜日までのうち指定する日)及び月1日を限度に市が指定する日。
※勤務日は月曜日・火曜日を予定しております。
- (3) 勤務時間 週6時間
原則9時30分から16時30分まで(休憩時間60分)
- (4) 勤務場所 (任用直後)
市役所本庁舎2階 消費生活センター
(変更の範囲)
なし
- (5) 報 酬 時給1,826円から1,844円の間
(正規職員と同様に、人事院勧告・千葉県人事委員会勧告を踏まえ、改定する場合があります)
その他、費用弁償(通勤費)や期末・勤勉手当(任用期間が6箇月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の方)が支給されます。

- (6) 休 暇 年次休暇ほか
- (7) 服 務 会計年度任用職員は一般職の地方公務員として、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
- (8) 条件付採用 地方公務員法第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、以下のうちいずれか遅い日までを良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- ①任用から1ヶ月後
- ②任用から勤務日数が15日に達する日
- (9) 社会保険 週の所定労働時間や収入額、任期に応じ、社会保険、雇用保険が適用されます。
- 今回の募集については以下のとおりです。
- | | | | |
|------|---|---|--------------------------|
| 社会保険 | 有 | ・ | <input type="checkbox"/> |
| 雇用保険 | 有 | ・ | <input type="checkbox"/> |

3 その他

- (1) 申 込 履歴書と、応募資格①から④いずれかの資格を証する書類の写しを3月6日（金曜日）までに、郵送（必着）か直接産業振興課商工振興係まで提出してください。
- (2) 送 付 先 〒270-1492
白井市復1123
白井市役所 産業振興課 商工振興係
- (3) 選考方法 書類選考及び面接
- (4) 面接予定日 令和8年4月22日（水曜日）から24日（金曜日）のいずれか
- (5) 採用予定日 令和8年5月1日（水曜日）